

【議案第104号】 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定を整備するもの
- （主な改正内容）
 - ①各契約に係る1日当たりの限度額の引上げ
 - ・選挙運動用自動車の借入れ契約 15,300円/日→15,800円/日
 - ・選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約 7,350円/日→7,560円/日
 - ②選挙運動用ポスターの作成に関する経費の限度額の引上げ
 - ・作成単価 510円48銭/枚→525円6銭/枚
 - ・単価の限度額算定のための加算額 301,875円→310,500円
 - ③選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の規定の追加
 - ・公費負担の限度額 公職選挙法に定める枚数（市長：16,000枚、議員：4,000枚）の範囲内で作成単価（限度額7円51銭）を乗じて得た金額
- 平成31年3月1日から施行

【議案第105号】 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 飯塚市上下水道事業経営審議会の設置
 - ・水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等に関して調査、審議させるもの
- 公布の日から施行

【議案第106号】 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人について、交代制で従事できるよう関係規定を整備するもの
- （主な改正内容）
投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の日額報酬について、途中で交代する等の理由により、事務に従事した時間が公職選挙法所定の投票所及び期日前投票所の開所時間に満たない場合は、事務に従事した時間に応じた報酬額とするもの
- 公布の日から施行

【議案第107号】 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

- 飯塚市奨学資金の貸付けを受ける奨学生に対し、入学前の経済的負担を軽減するため、入学前の貸付けが行えるよう関係規定を整備するもの
- （主な改正内容）
 - ・奨学生の資格 「在学する者」→「在学する者又は入学を予定する者」
- 公布の日から施行

【議案第108号】 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するもの
- （主な改正内容）
 - 「学校教育法の規定により大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」の資格要件に、専門職大学の前期課程修了者を追加
- 平成31年4月1日から施行

【議案第109号】 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例

- 題名を「飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例」から「飯塚市人権啓発センター条例」に改め、施設の名称を人権啓発センターに統一するもの
- 平成31年4月1日から施行

【議案第110号】 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

- 五穀神集会所、新二瀬生活館、浜生集会所、太郎丸二区集会所、小正集会所及び小正五組集会所の位置が分筆、合筆及び土地改良法による換地処分により変更されているため、位置を変更するもの
- 公布の日から施行

【議案第111号】 飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例

- 飯塚市同和対策施設条例を廃止するもの
- 公布の日から施行

【議案第112号】 飯塚市納骨堂条例

- 飯塚市同和対策施設条例の廃止に伴い、飯塚市納骨堂条例を制定するもの
- 公布の日から施行

【議案第113号】 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

- 林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業による災害復旧において、受益者より分担金を徴収するため、関係規定を整備するもの
- （主な改正内容）
 - ・林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業に関する条項の追加
 - ・分担金の額：事業費から国又は県の補助額を控除した額に50%を乗じた額
- 公布の日から施行

【議案第114号】 飯塚市農業施設条例

- 飯塚市同和対策施設条例の廃止に伴い、飯塚市農業施設条例を制定するもの
- 公布の日から施行

【議案第115号】 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

- 飯塚魚市場の運営会社より、飯塚市地方卸売市場から平成31年3月31日をもって退場する旨の届出が提出され、水産物部の閉鎖を決定したことに伴い、市場において水産物部を廃止するため、関係規定を整備するもの
- 平成31年4月1日から施行

【議案第116号】 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

- 児童遊園から都市公園への変更に伴う廃止
 鯉田簀子町児童遊園
- 平成31年1月1日から施行

【議案第117号】 訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)

- 国指定史跡「鹿毛馬神籠石」敷内の私有地について、売買による公有地化を進めていたが、所有者が死亡し、相続登記がなされておらず、相続人調査を行ったものの、居所不明等により、売買契約が困難な相続人20人に対して福岡地方裁判所飯塚支部に全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分移転登記手続を求める訴えを提起し、公有地化を図るもの
 - ・飯塚市鹿毛馬字小堤1463番1 520㎡
 - ・飯塚市鹿毛馬字田中1463番2 370㎡
- 請求の内容
 全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び持分移転登記手続
 (関係法令) 地方自治法 第96条第1項第12号

【議案第118号】 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)

- 平成31年2月1日から、直方市の電子情報処理組織による戸籍事務の管理及び執行に関する事務を受託するもの
 (関係法令) 地方自治法 第252条の14

【議案第119号】 ふくおか県央環境広域施設組合の設立について

- 飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町のごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、ふくおか県央環境広域施設組合を設立するもの
 (関係法令) 地方自治法第284条第2項
- 平成31年4月1日から施行

【議案第120号】 ふくおか県央環境施設組合理約の変更について

- ふくおか県央環境施設組合の解散に伴い、同組合理約を変更するもの
- (主な変更内容)
 - ・組合の解散があった場合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合(広域施設組合)がその事務を承継するもの
 - ・組合長が調製した決算については、広域施設組合の監査委員が審査を行い、これを広域施設組合の議会の認定に付することとするもの
 (関係法令) 地方自治法第286条第1項
- 福岡県知事の許可の日から施行

【議案第121号】 ふくおか県央環境施設組合の解散について

- ふくおか県央環境施設組合を解散するもの（平成31年3月31日解散）
（関係法令）地方自治法 第288条

【議案第122号】 ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について

- ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について、同組合の財産は、すべて飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合（広域施設組合）に帰属させることとするもの
（関係法令）地方自治法 第289条

【議案第123号】 飯塚市・桂川町衛生施設組合同規約の変更について

- 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴い、同組合同規約を変更するもの
- （主な変更内容）
 - ・組合の解散があった場合においては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合（広域施設組合）がその事務を承継するもの
 - ・組合長が調製した決算については、広域施設組合の監査委員が審査を行い、これを広域施設組合の議会の認定に付することとするもの
（関係法令）地方自治法 第286条第1項
- 福岡県知事の許可の日から施行

【議案第124号】 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について

- 飯塚市・桂川町衛生施設組合を解散するもの（平成31年3月31日解散）
（関係法令）地方自治法 第288条

【議案第125号】 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について

- 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、同組合の財産は、すべて飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町が新たに設立する環境衛生施設管理に係る一部事務組合（広域施設組合）に帰属させることとするもの
（関係法令）地方自治法 第289条

【議案第126号】 市道路線の廃止

- 廃止の理由と内容
 - ・路線の見直しに伴うもの 1路線 73.8m
 - ・大坪住宅跡地売却に伴うもの 7路線 465.5m
- （関係法令）道路法 第10条

【議案第127号】 市道路線の認定

- 認定の理由と内容
 - ・寄附採納に伴うもの 2路線 105.7m
 - ・開発帰属に伴うもの 4路線 306.5m
 - ・路線の見直しに伴うもの 1路線 154.0m
 - ・上穂波東地区県営農地集積加速化基盤整備事業に伴うもの 1路線 290.0m
 - ・大坪住宅跡地道路改良工事に伴うもの 1路線 45.5m
- （関係法令）道路法 第8条

【議案第128号】 直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定

○直接請求の状況

- ・請求代表者 飯塚市■■■■■ 有松 賢作
- ・地方自治法第74条第1項の規定により、9月4日に請求代表者証明書の交付申請がなされ、その後署名収集、選挙管理委員会による署名の審査、効力の決定、署名簿の縦覧等の手続きを経た結果、有権者の50分の1以上となる5,104人の有効署名が確定したことから、11月19日に本請求がなされたもの

○請求の要旨

- ・「政治倫理条例」と「資産公開条例」の1本化（第1条・第3条・第6条）
- ・市民を中心とした資産公開審査を行う審査会の設置（第10条）
- ・資産等報告書の提出対象者に配偶者、扶養又は同居の親族を追加（第6条）（関係法令）地方自治法第74条

【報告第25号】 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

専決第30号（平成30年10月4日専決）

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 67,230円（人身賠償額67,230円）
- ・発生日時 平成30年6月15日（金）午前9時50分頃
- ・発生場所 飯塚市幸袋地内
- ・事故の状況 拠点収集ボックスの収集物回収のため、車道から敷地内に進入しようとしたところ、後方から来た原動機付自転車と接触し、相手方を負傷させたもの

【報告第26号】 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

専決第28号（平成30年10月2日専決）

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 22,000円（修理費用110,000円、市の過失2割）
- ・発生日時 平成30年5月16日（水）午後3時30分頃
- ・発生場所 飯塚市口原地内（駐車場）
- ・事故の状況 生活支援課職員が、頰田病院での公務を終え前向き駐車していた公用車を後方発進させた際、後方に駐車していた相手方車両も後方発進してきたため緊急停車し、警笛を鳴らしたものの相手方が気付かず後退した結果、相手方及び公用車の後部同士が衝突し、リアバンパー及びリアゲートパネル等を損傷させたもの

【報告第27号】 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

専決第32号（平成30年10月22日専決）

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 108,875円（修理費用等108,875円、市の過失10割）
- ・発生日時 平成30年8月22日（水）午後2時頃
- ・発生場所 飯塚市菰田地内 市営忠隈住宅1棟前駐車場
- ・事故の状況 住宅政策課職員が、市営忠隈住宅1棟前に公用車を停車し、下車しようとしたところ、風に煽られ運転席ドアから手を放してしまい、相手方車両の右前席ドアを損傷させたもの

【報告第28号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第29号(平成30年10月2日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 108,885円 (修理費用108,885円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 平成30年8月16日(木) 午後4時20分頃
- ・発生場所 飯塚市中地内
- ・事故の状況 相手方が自宅方向へ走行中、側溝に乗り上げたところ、固定されていなかったグレーチング蓋がずれて車両左側前輪タイヤが側溝にはまり、タイヤ、ホイール及びバンパーを損傷させたもの

【報告第29号】 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第33号(平成30年10月23日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 443,400円 (修理費用443,400円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 平成30年8月9日(木) 午前9時19分頃
- ・発生場所 飯塚市秋松地内 国道200号秋松交差点付近
- ・事故の状況 筑穂支所市民窓口課職員が、防災用土のう作りの為に防災センターへ向かっていた途上で、交差点通過直後に前方を走行していた相手方車両が徐行し、停止している状況に気が付くのが遅れ、相手方車両の後方左部分に衝突し、車両後方左側方向指示器等及びリアバンパーを損傷させたもの

【報告第30号】 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第31号(平成30年10月9日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 36,514円 (修理費用182,571円の内、市の過失2割)
- ・発生日時 平成30年7月30日(月) 午後9時頃
- ・発生場所 飯塚市鹿毛馬地内
- ・事故の状況 神籠石ため池の横にある自宅に帰宅するため未舗装の市道 水落・悪所谷線を通行していたところ、7月6日の大雨により市道にできた穴に車両右側前後輪を落とし、フロントバンパー及び右サイドマッドガードを損傷させたもの

【報告第31号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

専決第34号～第35号(平成30年11月5日専決)

○市営住宅使用料の滞納者2名に対して、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てるもの

○申立ての内容

- ・滞納使用料の分割支払
- ・今後の住宅使用料の納期順守
- ・分割納入を2回怠った場合又は住宅使用料の支払を通算して3月以上怠った場合、住宅の明渡し及び住宅使用料の一括支払